

生徒心得

この心得は本校生徒として意義ある高校生活をおくるために、学校内外における生活の基準を示したものである。各自が本校生徒としての誇りを持ち学力の向上につとめ、正しい態度・習慣を身に付けるとともに、健全な心身を育成し有為な社会人となるよう心がけなければならない。

1. 登校・下校

- (1) 登下校の際は本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとらなければならない。
- (2) 登下校時は特別の事由がない限り制服を着用する。
- (3) 登校は8時30分までに教室に入室する。
- (4) 下校は16時20分まで。以後残る場合には必ず担任、部顧問等関係教員の許可を得、原則19時30分までに下校する。
- (5) 登下校の際は交通規則を守り事故のないよう十分気をつける。
- (6) バス通生は車内及び停留所等において他に迷惑をかけない。
- (7) 身分証明書は常に携帯する。

2. 礼儀

- (1) 学校内外を問わず教職員、先輩、来客に対しては勿論、友人間においても礼を失せぬよう心掛け、言動に品位を保つ。
- (2) 生徒の本分である学習に重きを置き、授業の始業、終業の礼に心をこめるよう心掛ける。
- (3) 校長室、職員室、保健室、事務室等の入退室には、礼を失せぬよう心掛ける。

3. 校内生活

- (1) 授業中は他人に迷惑をかけるような行為は慎み、発言、転席、退室などは教師の許可を得て行う。
- (2) 遅刻者は職員室に行き、遅刻を届け出る。その後入室し教科担の許可を得て着席する。授業終了後、速やかに担任に報告をしなければならない。
- (3) 校舎内外の整理、整頓には常に留意し、建物、器具、備品等すべての公共物は大切に扱う。
 - (ア) 破損した場合は直ちに担任、または係教師に届ける。事由によっては弁償の責を負うこともある。
 - (イ) 故意に破損した場合は、厳重に指導される。
- (4) 校内の秩序を乱すような行為や暴力行為は絶対にしない。
- (5) 所持品には記名するとともに、各自責任をもって大切に保管する。
 - (ア) 金銭、貴重品等は担任、顧問等に保管の依頼をする。
 - (イ) 紛失したり拾得したときは、直ちに係教師に届け出る。
- (6) 学校に不相応なもの、不必要なものは所持しない。(多額の金銭等)
- (7) 登校後は外出しない。止むを得ぬ事由がある場合は担任に届け出て外出許可を受ける。
- (8) 交際においては相互の立場を理解し合い、誤解を招くことのないよう礼儀と節度を守って交際する。

(9) 携帯電話・スマートフォン等の使用は次の通りとする。

使用場所：原則、生徒玄関ホール及びHR教室で使用

廊下・図書室・トイレでの使用は禁止する。その他の場所での使用は担当の教員の許可を得てから使用すること。

使用時間：朝SHR前、及び放課後のみ

使用内容：制限を設けないが、周囲に迷惑をかけないように配慮すること

4. 校外生活

(1) 校外においても常に本校生徒としての自覚を持ち、責任ある行動をとる。

(2) 身分証明書を常に携帯する。

(3) 夜間の外出、外泊については必ず保護者の許可を得る。尚、帰宅時間は22時までとする。

(4) 社会人、他校生との交際は、本校生徒として節度と礼儀をもって行う。

(5) 未成年者の出入りが禁止されている場所には立ち入らない。

(6) 下宿・寮の者は特に規律ある生活を心がけ、たまり場などにならないよう注意する。

(7) 交通規則を守り、事故のないよう十分注意する。

(8) 家族以外の車には安易に同乗しない。

(9) 校外において事故が発生した場合、必ず学校に連絡する。

5. 規定の改定の手続き

常任委員会の審議を経た上で生徒総会で審議し、2/3以上の賛成により決議された後、職員会議での承認をえて改定される。

附 則 本規定は令和6年3月28日より一部改正する。(スマートフォン)

授業心得

1. 常に予習を心掛け、次の授業の重要な点、疑問な点をあらかじめ調べておく。
2. 一人一人が整理整頓を心掛け、良い学習環境を維持する。
 - (1) 日直または係の者は始業前に黒板をきれいにしておく。
 - (2) 机は縦横に列を整えておく。
 - (3) 身辺の美化につとめ、ゴミの散乱、落書きのないようにする。
3. 始業のベルと同時に速やかに着席し、学習教材を備えて待機しよう。やむを得ない理由で席の移動、変更が必要な場合、始業前にホームルーム担任に申し出て許可を得る。
4. 始業終業の挨拶はしっかりと行う。
5. 授業中は学習に集中し意見発表や質問等を行い、積極的に参加すること。
 - (1) 私語や立席等、授業の妨げとなることは一切しない。
 - (2) 居眠りや内職等、怠惰な行為をしない。
6. ノートには教師の口頭説明、板書説明等を記入し、学習の補助となるよう有効に活用する。
7. 復習は理解を深める大切なものです。一日一日の復習を習慣づけよう。また、提出物は期限を守って提出する。

考查受験心得

考查は常に真摯な態度で受け、不正行為は行わない。

1 考查前に守ること

- (1) 振 鈴 試験開始5分前に着席し、指定以外のものを一切かたづける。
- (2) カバン類 カバン類はふたを閉じ、教室の後ろ又は椅子の下など机間巡視にさしつかえない場所に置く。
- (3) 机 内 部 机内部には一切のものを入れておかない。
- (4) 着 席 順 監督の先生の指示に従う。
- (5) 持 物 鉛筆、消しゴム、定規、コンパス以外は机上に置かない。
ちり紙等を使用したいときは中身のみ机上に置くことができる。ただし、事前に監督の先生に申し出て許可を得ること。
携帯電話は、必ず電源を切っておく。

2 考查中に守ること

- (1) 質 問 私語は厳につつしみ、質問は挙手で行う。
- (2) 遅刻者の入室 遅刻者の入室は原則として許されないが、試験開始 20 分以内の場合は認める。
- (3) 貸し借り 鉛筆、消しゴム等の貸し借りは厳禁する。
- (4) 退室許可 一度受験した試験は成立するものとする。よって開始後、終了まで退室は認めない。やむを得ない理由（体調不良など）による退室は、監督の先生に申し出て許可を受ける。その際、答案は回収され、追試験の対象にはならない。
- (5) 答案用紙の提出 答案用紙は着席列、最後尾の者が前の用紙を回収し、番号順に監督の先生に手渡す。

3 その他

- (1) 試験前一週間を含め、試験期間中の部活動及びアルバイトは原則として許可しない。
- (2) 試験終了後は速やかに下校し、気のゆるみによる事故のないように留意する。
- (3) 保健室受験は原則として「周囲の受験者に迷惑をかける場合」のみ適用される。
なお、やむを得ない場合は、担任の先生に申し出て指示を仰ぐこと。

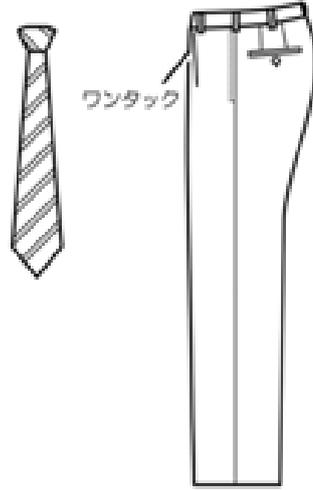
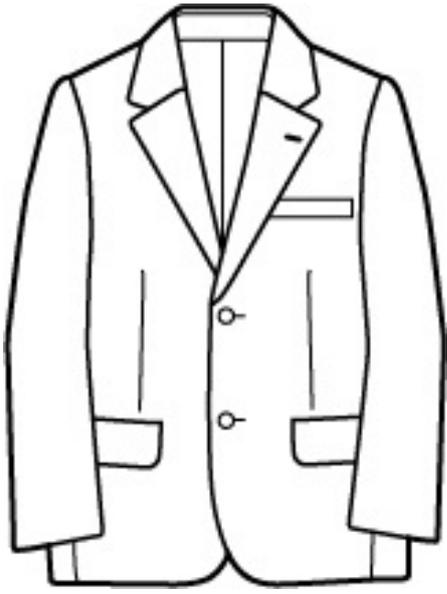
身だしなみ規定について

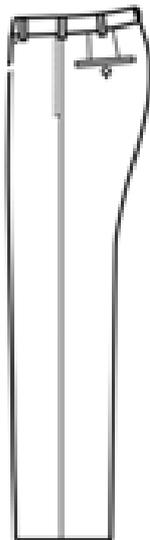
服装は常に質素、かつ端正でなければならない。

*やむを得ない理由により、異装を要する者は、その理由を明らかにし、事前に願い出て許可を受ける。

服	正	ブレザー	本校指定制服
		スラックス	スラックス又はスカートの中から着用する。
		ネクタイ	その際、スラックス着用時にはネクタイを着用し、
		スカート	スカート着用時にはリボンを着用すること。
		リボン	スカート丈はひざ頭を中心より長くすること。
	装	ワイシャツ ブラウス	白無地で、装飾（フリルやステッチなど）が無いものとする。なお、開襟シャツや大きく襟首のカットが下がっているなど、ネクタイ・リボンの装着に不向きなものは許可しない。また、ボタンも白無地とする。
		ソックス	白、紺、黒、茶、グレーの無地 *ハイソックス・ワソックス可
		ストッキング	紺、黒、肌色
	略装	ポロシャツ	夏期間の略装として、白無地ポロシャツの着用を認める。 胸元のワソックス可
		ニットセーター ニットベスト	本校指定の物の着用を認める。
頭髪	パーマ・ウェーブ	不可（ドライヤーによるカールも不可とする）	
	染色	不可（ドライヤーによる変色も改善すること）	
	その他	極端な髪型は不可とする。	
その他	リップクリーム	透明な物のみ可	
	化粧・マニキュア	不可	
	装飾品	不可（指輪、ネックレス、ピアス、イヤリング等） ピアス穴を開けることは不可	
	身分証明書	常時携帯すること	
	上靴・ジャージ	指定された物に限る	

その他状況に応じて指導上必要と認めたときは、その指導に従うこと。





附 則 本規定は平成30年3月1日より一部改正する。(頭髪)
本規定は令和7年4月1日より一部改正する。(ピアス穴)

交通安全規則

第1章 総 則

第 1 条 本校生徒は道路交通法、および本校交通安全規則を厳守するとともに、積極的に交通安全運動に協力する。

第2章 自転車通学

第 2 条 自転車通学を希望する者は、自転車通学届を担任に提出した後、ステッカーを貼付し、車体点検を受ける。

第 3 条 自転車通学については次の事項を遵守する。

1. 無許可で自転車を通学に使用しない。
2. 二人乗りは絶対にしない。
3. 無灯火運転は絶対にしない。
4. 整備不良車には乗らない。
5. 所定の自転車置場に整列して駐車し、自転車の施錠をする。
6. 自転車の貸借はしない。

第 4 条 自転車通学は原則として4月より11月までの期間で許可する。ただし、終了日及び3月については道路状況に応じ、自転車通学を許可することもある。

第3章 バイク免許取得及びバイク通学

第 5 条 本校在学中のバイク免許の取得およびバイク通学は認めない。

第4章 自動車免許取得

第 6 条 自動車免許取得を希望する者は、次のことを遵守する。

1. 満18歳に達し（誕生日の21日前から可）、進路が内定した後、免許取得希望を申し出る。ただし、進路未定の場合でも家庭学習期間中は願い出をすることができる。
2. 自動車運転の教習は生徒もしくは保護者の居住地から通うことのできる自動車学校で行うことができる。合宿による免許取得は認めない。
3. 本校所定の自動車免許取得願、及び自動車学校の定める入学願書に必要事項を記入し、担任、生徒指導部を経て校長に提出する。
4. 自動車学校への通学は以下の期間とする。
 - (1) 後期中間考査終了日から冬休み終了日。
 - (2) 家庭学習期間。ただし、登校日を除く。
5. 卒業式以前に免許証の交付を受けた者は、運転免許預かり依頼書に従い、交付日に必ず免許証を学校に預けることとする。
6. 通学を許可された場合でも、以下に該当したときは、自動車学校への通学は一時停止とする。
 - (1) 後期中間考査において、評価で不良科目の教科を有した場合。
 - (2) 卒業考査において、評価で不良科目の教科を有した場合。
 - (3) 生活などで指導を受けた場合。

附 則 本規定は平成15年4月1日より一部改正する。

本規定は平成16年4月1日より一部改正する。

本規定は令和6年2月16日より一部改訂する。(バイク免許)

本規定は令和7年4月1日より一部改訂する。(管外免許)

アルバイト規定

1. [許可願]

- (1) アルバイトをする者は必ず、事前に保護者の承諾を得、アルバイト許可願を担任に提出する。
- (2) アルバイト許可願は、保護者および雇用責任者の押印があるものを提出する。
- (3) (1)と(2)を満たす者に関して、アルバイトを許可する。ただし、下記の条件に反した者は許可を取り消す場合もある。

2. [条件]

- (1) 勤務時間は午後9時までとする。
- (2) 定期考査において、成績補充の対象となる科目が1科目もない。ただし、成績補充等が完了された後はこの限りではない。
- (3) 勤務先は高校生(未成年)が出入り禁止とされていない場所とする。
- (4) 定期考査1週間前については、禁止とする。
- (5) 原則1年生は、前期中間考査の成績会議が終了後とする。
- (6) 生徒諸規定、生徒心得を遵守している者である。

附 則 本規定は平成23年3月1日より一部改正する。
本規定は令和2年3月1日より一部改正する。(条件)

図書閲覧規定

1. 開館時間

開館は昼休みと放課後とする。日曜日、祭日その他の休校日は閉館とする。

2. 閲覧・貸出

(1) 閲覧場所は図書館内とする。

(2) 貸出冊数は1人3冊以内、貸出期間は14日間とし、図書委員会の手続きをとることとする。但し、蔵書調査のため請求があった時はこの限りではない。

(3) 禁帯出図書の貸出は認めない。

(4) 雑誌類の貸出は行わない。

(5) 返却期日まで返却しない場合は次の貸出を行わない。

3. その他

(1) 紛失、破損した場合は原則として弁償するものとする。

(2) この規定にない事柄については図書委員の指示によるものとする。

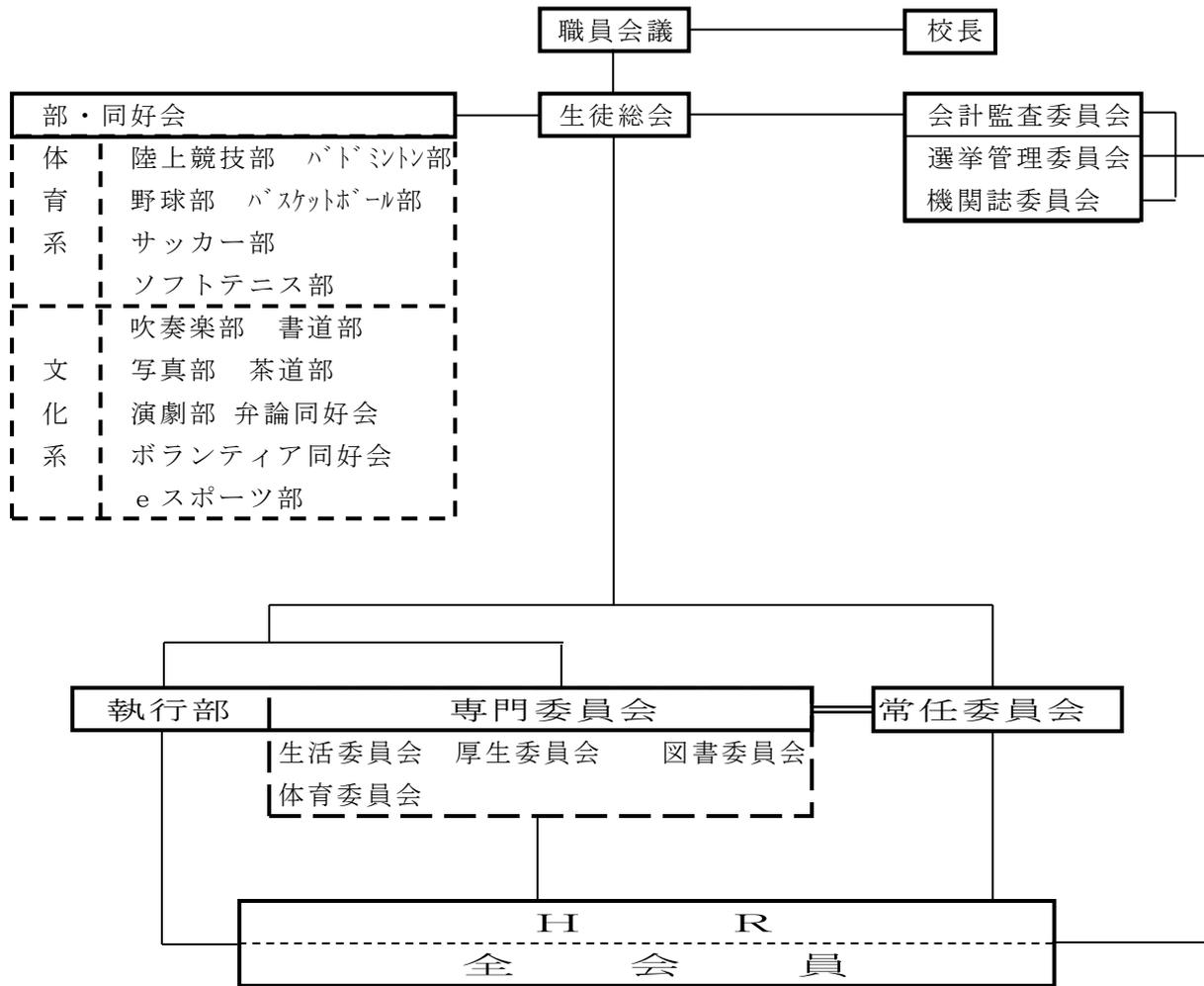
(3) 以上の諸規定を守らない者は図書の利用を認めない。

届けに関して

1. 次の諸項に該当する場合は、担任に届ける。
 - (1) 欠席、遅刻、早退、欠課、外出、忌引きをする場合。
 - (2) 氏名、住所、保護者、保証人を変更する場合。
 - (3) 下宿、間借りをする場合。
 - (4) 公共物を破損した場合。
 - (5) 学割を利用して旅行する場合。(生徒旅客運賃割引証)
 - (6) 卒業式前に自動車免許が交付された場合。

2. 次の諸項に該当する場合は、事前に担当者に届け出て許可を受ける。
 - (1) 校内で火気を使用する場合。
 - (2) 下校時間を延長する場合。
 - (3) 日曜日及び長期休業中の校舎を使用する場合。
 - (4) キャンプ、登山、集会等学校管理外における活動をする場合。
 - (5) 自動車免許を取得する場合。
 - (6) 自転車を通学に使用する場合。
 - (7) 通学路を変更する場合。
 - (8) アルバイトをする場合。(アルバイト規定を参照。)

生徒会機構図



生徒会会則

前 文 我々鹿追高等学校生徒は、生徒会活動を規定化することにより民主的にして且つ健全な方法で自治を図るため、本会則を制定する。

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は北海道鹿追高等学校生徒会と称する。
- 第 2 条 本会は会員の自主的活動を通じて本校の教育計画に協力し、教育目標の達成のために努めると共に会員相互の福祉を増進し、親睦を深め会員の趣味個性を伸長し良き社会人としての教養を培うことを目的とする。
- 第 3 条 本会は北海道鹿追高等学校の全生徒を以て組織し、会員は会員としての権利と義務を有する。
- 第 4 条 本会は本校教員を顧問として会の運営について指導をうける。
- 第 5 条 本会は目的達成のため次の事業を行う。
1. 会員の教養向上に関すること。
 2. 会員の健康増進に関すること。
 3. 会員相互の理解を深め、楽しい学校をつくること。
 4. 学校行事に積極的に参加し、その推進を図ること。
 5. その他、本会の目的達成上必要な事項。

第2章 会員の権利及び義務

- 第 6 条 会員は正当な選挙により、代表者を選ぶ権利及び被選挙権を有する。
- 第 7 条 会員は本会の全ての問題に対し、各機関を通じて自由に発言する権利を有する。
- 第 8 条 会員は原則として、自由に所属部・同好会を決する権利を有する。
- 第 9 条 会員は本会の行事に参加する権利及び義務がある。
- 第 10 条 会員は定められた会費及び、常任委員会または総会で必要と定められた臨時会費を納入する義務がある。

第3章 組 織

- 第 11 条 本会は次の機関をおく。
1. 総会
 2. 常任委員会
 3. ホームルーム会
 4. 生活委員会
 5. 体育委員会
 6. 厚生委員会
 7. 図書委員会
 9. 執行部
 10. 会計監査委員会
 11. 選挙管理委員会
 12. 機関誌委員会
 13. その他必要に応じた臨時の委員会

第1節 総 会

第12条 総会は本会の最高決議機関であり、議長は常任委員会の議長がこれにあたる。

第13条 総会は、全会員で構成される。

第14条 定期総会は年2回（前期1回、後期1回）開かれる。

第15条 臨時総会は次の場合召集される。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 会員の1/3以上の要請があり、常任委員会で必要と認めた場合。

第16条 総会は次の事項を決める。

1. 予算決定の承認。
2. 年度事業計画の承認。
3. 会則の改廃。
4. その他の重要事項。

第17条 総会は、会員の2/3以上の出席を以て成立し、決議は出席する会員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第2節 常任委員会

第18条 本会は総会に次ぐ決議機関であり、各HRを代表する常任委員により構成され、次項のことを行う。

1. 会則及び関係規則の作成改廃の審議内定。
2. 予算及び年間行事計画案の作成。
3. 部・同好会の設立、廃止、休部の審議。
4. 各学年間の連絡。
5. その他、本会運営上の問題の審議及び決議。

第19条 常任委員会の審議事項は事前にHR会の審議を得る。但し、緊急の場合はその限りではない。

第20条 常任委員会は会長が必要と認めた場合、及び常任委員の要求のあった場合に、会長が召集する。

第21条 常任委員会は、定員数の2/3以上を以て開かれ、過半数の賛否により決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。議長は常任委員の中から選出される。

第22条 執行部員は常任委員会に出席する。常任委員会は必要と認めた時、専門委員長、部長、その他の関係の生徒の出席を求めることができる。

第3節 ホームルーム会

第23条 HR会はHRの決議機関であり、生徒会活動の母体を成す。

第24条 HR会は学級の1/3以上、又は常任委員の要請のあった時に開かれる。

第25条 HR会には下記の役員を置く。

1. 委員長1名
2. 副委員長1名
3. 会計2名
4. 生活委員2名
5. 体育委員2名（男1・女1）
6. 厚生委員2名（男1・女1）
7. 図書委員2名
8. 選挙管理委員1名
9. 会計監査委員1名
10. 機関誌委員1名

11. その他必要に応じて役員を置くことができる。

第26条 委員長はHRを代表し、副委員長は委員長を補佐する。但し、委員長・副委員長は常任委員を兼任する。

第27条 生活委員、文化委員、体育委員、厚生委員、図書委員は生徒会専門委員会の委員を兼任し、選挙管理委員は生徒会選挙管理委員を兼任する。会計監査委員は生徒会会計監査委員を兼任する。

第28条 HR会はHR自体の諸問題、及び常任委員会より付託された問題を討議する。

第4節 専門委員会

第29条 本会に次の専門委員会を置き、HRより選出された各2名の委員をもって構成する。

- ・生活委員会－本会におけるすべての規律活動。
- ・体育委員会－本会におけるすべての体育活動。
- ・厚生委員会－本会におけるすべての保健及び美化活動。
- ・図書委員会－本会におけるすべての図書活動。

第30条 各委員会の委員長及び副委員長は互選とし、委員長は当該委員会の議長を兼任する。

第31条 各専門委員会は執行部の附属機関である。

1. 各専門委員会はそれぞれの活動計画を立案し、執行部に提出する。
2. 各専門委員会は執行部の要請に応じた活動を行う。

第32条 専門委員長会議は会長が召集し、運営上の諸問題を討議する。

第5節 執行部

第33条 執行部は、会長1名、副会長1名、会計2名、書記2名より構成され生徒会全般の仕事の立案ならびに執行に当たる。

第34条 執行は常任委員会又は総会の決議を経たものでなければならない。

第35条 会長は本会を代表し会務を総理し、且つ本会に関わる全ての責任を負う。

第36条 副会長は会長を補佐し、会長事故の時、及び欠けた時にこれを代行する。

第37条 書記は常任委員会、執行部会及び生徒会の記録、保管に当たりその他運営に必要な資料を作成する。

第38条 会計は会計一般の事務に当たる。

第6節 会計監査委員会

第39条 会計監査委員会は、各HR代表1名の会計監査委員によって構成され、委員長及び副委員長は互選とし、委員長は議長を兼任する。

第40条 会計監査委員会は、会計監査規則に基づき独立して職務を行う。

第41条 会計監査委員は、生徒会会計監査及び備品監査を行う。

第7節 選挙管理委員会

第42条 選挙管理委員会は、各HR代表1名の選挙監理委員によって構成され、委員長及び副委員長は互選とし、委員長は議長を兼任する。

第43条 選挙管理委員会は、選挙管理規則に基づき、常に中立的立場で職務を行う。

第44条 選挙管理委員は、役員選出に関する一切の業務を行う。

第8節 機関誌委員会

第45条 機関誌委員会は、各HR代表1名の委員によって構成され、委員長、副委員長は互選とし、委員長は議長を兼任する。

第46条 一年間の生徒会活動の軌跡として、生徒会機関誌「炬火」を作成する。

第4章 役員を選出及び任期

第47条 役員を選出は下記の通りとする。

1. 会長、副会長、書記、会計は選挙管理規則に従い選挙により選出される。ただし次のことを補足する。
 - (1) 会長に立候補者がいない場合、常任委員会は協議し立候補者の擁立につとめる。
 - (2) 会長候補者が信任投票の結果、不信任となった場合再選挙を行う。
 - (3) 副会長、書記、会計に立候補者がいない場合、あるいは不信任、転出等の理由により欠員が生じた場合、会長は常任委員会の承認のもとにそれについて指名することができる。この指名は、常任委員会の協議を必要とし、承認された場合、これをもって信任されたものとする。
2. その他の役員を選出については第3章第4節、第6節、第7節ならびに第8節で示すところとする。

第48条 1. 執行部員（会長、副会長、会計、書記）の任期は10月より翌年9月までの1ケ年とする。ただし、任期内に次期執行部員が選出されなかった場合、常任委員会の承認を得た上で任期を延長することができる。

2. HR役員及びその他の役員の任期は4月より9月まで（前期）と10月より翌年3月まで（後期）とする。ただし、選挙管理委員及び機関誌委員の任期は1年とする。

第5章 会 計

第49条 本会の入会金は1,000円とし、4月入学と同時に納入する。

第50条 本会の会費は年額12,000円とし、4月～8月の5ヶ月間に2,400円ずつ納入する。

第51条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

第52条 本会の決算は年2回9月（中間報告）と、4月の総会に報告して承認を得る。

第6章 附 則

第53条 本会則は常任委員会に於いて審議され、2/3以上の賛成のもとに発議され、総会で過半数の承認を得なければならない。

第54条 すべての議決事項は職員会議において審議され、校長の承認を得て効力を発する。

第55条 部・同好会については、部・同好会規定によるものとする。

第56条 本会役員に欠員が生じた場合は原則として補充選出する。

第57条 本会則は平成6年4月1日より施行する。

本規定は令和6年10月より一部改正する。（役員）

選挙管理規則

第1章 総 則

- 第 1 条 本則は鹿迫高等学校生徒会会則の精神に則り、生徒会役員を選出する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由意志によって、いやしくも高校生としての本分を傷つけることなく公明かつ適正に行われることを確保し、もって生徒会の健全な発展を期することを目的とする。
- 第 2 条 本校生徒会会員は、生徒会会則第 2 章第 6 条の示す通り、すべて選挙権及び被選挙権を有する。但し、3 年生及び選挙管理委員は被選挙権を有しない。また、選挙管理委員が立候補を予定する場合、その者は事前にその職を辞し、当該HRは新たに選挙管理員を選出する。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 選挙管理委員会は、生徒会会則第 3 章第 4 2 条の示す通りに構成される。

第 4 条 本委員会の任務は、次の通りとする。

1. 選挙告示をする。告示は、投票日の 2 週間前までに行う。告示の内容は次の通りとする。
 - (1) 立候補届出の方法。(届出の様式、届出先など)
 - (2) 立候補受付開始日及び締切日。(告示日を開始日とし、投票日の 4 日前を締切日とする)
 - (3) 立会演説会の日時。
 - (4) 投票日及び開票日。
 - (5) その他必要事項。
2. 選挙人名簿を作成する。ただし、次の会員は登録されない。
 - (1) 休学中の会員。
 - (2) 学生としてふさわしくない行為により停学中の会員。
3. 立候補者届出の受付をする。
4. 立会演説会の準備及び進行をする。
5. 立候補届出締切の翌日、選挙公報を発行する。広報の内容は次の通りとする。
 - (1) 立候補者名。
 - (2) 後援責任者名。
 - (3) 立候補者の主張、抱負、公約など。
 - (4) 投票についての注意事項(投票方法、投票所など)
 - (5) その他必要な連絡事項。
6. 投票用紙、ポスター用紙の作成及び配布をする。
7. 開票及び結果報告をする。
8. その他必要な選挙事務をする。

第 5 条 本委員会は、必要な経費を生徒会会計に請求することができる。

第 3 章 立候補及び選挙運動

第 6 条 立候補者は、後援責任者 1 名と推薦者 3 名との連名で立候補受付期間中に選挙管理委員会に立候補の届出をする。しかし締切日までに会長立候補者がいない場合、委員会は常任委員会にその旨を報告し対策を委嘱することができる。

第 7 条 立候補取消しの場合は、その理由を明記し立候補受付期間中に委員会に届出なければ
ならない。締切日以後の取消しは原則として認めない。

第 8 条 選挙運動は立会演説会、ポスター等委員会の指示により行う。その細目は、次の
通りとする。

1. 選挙ポスターは候補者 1 名につき 10 枚が委員会より与えられる。
2. 立候補者は、作成したポスターを委員会に提出し選挙管理委員長の承認を得、
掲示許可印を受けて掲示する。
3. 掲示場所は委員会が指定する場所とする。
4. これらに違反するポスターは、即時撤去する。
5. 立会演説会は立候補者の選挙演説と後援責任者の応援演説を行う。
6. 立会演説会の演説時間、演説場所等は、委員会が決定する。

第 9 条 立候補者は、届出と同時に選挙運動を開始することができ、投票の前日まで運動
することができる。ただし、運動は昼休み・放課後とし、その他の時間に行っては
ならない。

第 10 条 本委員会が不当と認めた選挙運動は、直ちに停止する。

第 4 章 投票及び開票

第 11 条 投票方法は単記方式とする。ただし、対立候補者がいない場合、信任投票とし、
信任、不信任の選択方式とする。

第 12 条 投票の際には選挙管理委員会が立会う。

第 13 条 開票は、次の通りに定める。

1. 開票作業は投票完了後直ちに行う。
2. 開票作業には選挙管理委員、後援責任者及び選挙管理委員会顧問が立会う。

第 14 条 選挙管理委員会が無効と認めたものは、その投票を無効とする。

第 15 条 開票の結果は、次の通りとする。

1. 有効投票数の過半数をもって当選決定とする。
2. 過半数に満たない場合、上位 2 名の決選投票を行う。但し、決選投票は 3 日
以内に行うこととする。
3. 信任投票の場合、有効投票数の過半数をもって信任とする。但し、会長候補
者が不信任となった場合は再選挙を行う。

第 5 章 附 則

第 16 条 本則の改正は、委員会より発議され常任委員会に於いて審議し 2 / 3 以上の議決
を以て審議内定し、生徒総会を以て改正することが出来る。

第 17 条 本則は平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は令和 7 年 4 月より一部改正する。(タブレットによる投票)

会計監査規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、鹿追高等学校生徒会会則39条に依り、監査の制度を確立し、生徒会会計監査並びに備品監査の適正を期し、以て生徒会の発展を図る事を目的とする。

第2章 組 織

第1節 監査委員会

第2条 監査委員会は各HR1名の委員を以て構成し、それぞれ常任委員会、執行部に対して独立の地位を有する。「以下監査委員会を委員会、監査委員を委員という」

第3条 1. 委員長は委員の中より互選する。

2. 委員会会議に於いての議長は委員長がこれにあたるものとする。

第2節 監査委員

第4条 監査委員は生徒会役員及び部の部長と兼任することができない。

第3章 権 限

第1節 監査行使の権限

第5条 委員会は年3回4月、10月、2月にそれぞれ会計監査並びに備品監査に就いて定期監査を行う。但し1回の監査で尚かつ状況把握困難な場合は再検査を行うことが出来る。

第6条 1. 委員会は前条の定期監査に拘わらず、会長の要請又は必要と認めた場合は適宜臨時監査を行う事ができる。

2. 前記の臨時監査を行なう場合は事前に関係者に通知するものとする。

第7条 委員会は、両監査の結果に依り収入、支出の決算を確認すると共に、常に状況を把握する事に依って備品の管理、会計経理を監督し、その適正を期して事故の未然防止の方策を図る事に努めるものとする。

第8条 委員会は監督に当たり、会計監査備品管理に関し不当であると認められる事項が発覚した場合は直ちに関係者に対し、当該事項に付いて意見を表示し適正な是正改善の処置をさせることができる。

第2節 監査範囲

第9条 本則5条、6条に規定する委員会の監査範囲は収入支出及び決算等についての会計経理全般並びに生徒会の財産たる所轄の全備品について行う。

第10条 予算の支出計画に依り、部備品などを購入した場合は速やかに委員会に報告し検収を受けなければならない。

第4章 監査方法

第1節 会計監査

第11条 1. 委員会は監査を行う場合、会計及び関係者に対し監査に必要な証拠書類、領収書及びこれにかかわるものを帳簿に添え掲示するよう要求することが出来る。

2. 委員会は監査実施上必要に依り前項の関係者に対し質問を求めることが出来る。

第2節 備品監査

第12条 本則第5条、6条に規定する備品監査に当たっては現品掲示に依る備品員数、使用可能の度合いに依り区別損傷、亡失の有無を明らかにするものとする。

第5章 報 告

第13条 本則第5条、6条に規定する両監査に於いて、その結果報告書を一部作成し監査終了後10日以内に、常任委員会に報告しなければならない。

第14条 1. 総会への説明及び報告は、会計決算報告の行われた総会に於いて、年間の監査結果に関し報告する。
2. 前項の外、必要と認めた場合、会長の要請があった場合は他の総会に於いても行うことができる。

第6章 弁償責任

第15条 1. 委員会は会計経理に於いて事故が発生した場合は管理者の過失によるものか否かについて調査し、その弁償責任について常任委員会に対し査定書を提出するものとする。

2. 部備品に於いて管理行為の不徹底な事に依る亡失、及び故意過失による損傷であるかを調査し、常任委員会に査定書を提出するものとする。

第7章 備品管理

第16条 常任委員会は、前条の査定に基づき審議し適切な処置を監査委員会に進言するものとする。

第17条 管理責任者は部備品については各部長、その他の生徒会備品については会長と定め、それぞれ管理について責任を負うものとする。

第18条 廃止される部の備品については、会長がその管理に当たる。

第19条 責任者の交替、長期不在の場合は新旧両責任者間で確実な申し送りをするものとする。

第8章 附 則

第20条 本則の改正は、委員会より発議され常任委員会に於いて審議し2/3以上の議決を以て審議内定し、生徒総会を以て改正することができる。

第21条 本則は、平成6年4月1日より施行する。

部・同好会規定

第1章 総 則

- 第 1 条 部・同好会は本校生徒会会員によって組織され、本校教師を顧問とする。
- 第 2 条 各々の趣味を通じて個性を伸ばし自主性を養い、もって生徒会の発展と会員相互の親睦を図るとともに社会人としての基礎を作ることを目的とする。
- 第 3 条 同好会は部の前身として同好の士により組織され、その目的組織運営はすべて部に準ずるものとする。

第2章 部・同好会の設立及び廃止、休部

- 第 4 条 部・同好会の設立、廃止、休部は総会で決議され、さらに職員会議に於いて審議され校長の承認を得て決定される。
- 第 5 条 同好会を新たに設立する場合は顧問予定者の了承を得た後、設立申請書を会長に提出する。その細目は次による。
1. 3名以上または団体種目は活動に必要な最低人員以上の会員の参加があり、その存続性が十分に認められるもの。
 2. 男女別の種目については男女別に設立を申請する。
 3. 他の部、同好会に設立の目的及び活動内容が類似していない。
 4. 活動の目的が第2条に合致している。
 5. 校内活動を主として授業に支障のない範囲内で活動を計画している。
- 第 6 条 部を新たに設立する場合は、同好会として1年以上の活動実績を必要とし、同好会顧問の了承を得た後、設立申請書に現在に至るまでの活動記録を添えて会長に提出する。
- 第 7 条 部・同好会の設立申請書には次の事項を記入する。名称、部員（会員）名簿、顧問名、設立趣旨、活動計画（記録）書等。
- 第 8 条 部・同好会は部員がいなくなった場合休部となる。
1. 男女別とする。
 2. 欠員による休部、廃止は4月の総会に於いて決定される。
 3. 休部は1年を限度としその後は廃止される。
- 第 9 条 部・同好会は次の事項に該当した場合は活動停止とする。
1. 活動が目的から著しく逸脱した場合。
 2. 学校の名譽を著しく傷つけ会員の信頼を裏切った場合。
 3. 会計上の不正と義務の怠慢があった場合。

第3章 組織及び運営

- 第 10 条 部には下記の役員を置く。
1. 部 長 1名
 2. 副部長 1名
 3. 会 計 1名
- 第 11 条 役員の仕事は次の通りとする。
1. 部長は部を代表し、会長の要請に基づき部員名簿、活動計画を提出しなければならない。
 2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 会計は部の会計事務処理並びに備品の管理にあたる。

第12条 部の活動は通年制として会員の部所属については次による。

1. 会員の所属は複数部を可能とする。主として活動する部活動を第1部活動、それ以外を第2部活動とする。ただし、重複して所属を希望するものは、該当所属部および希望する部の顧問の承諾を得た上で兼部を認める。

2. 欠員による他部からの補充は、顧問の承認を得た上で認める。

第13条 部が他の外部団体との試合あるいは交流に参加する場合必ず顧問の許可を得なければならない。顧問は所定の手続きをふみ、校長の許可を受ける。

第4章 経 費

第14条 同好会へは生徒会予算を配分しない。ただし、登録料、参加料、旅費については支出を認める。

第15条 部の経費の一部は生徒会予算より支出される。

1. 部の予算配分は年度始めに生徒会長が召集する部長会議で審議され、総会で決議される。

2. 部の遠征旅費は旅費規程による。

第16条 予算の支出を受ける場合、所定の伺書に記入し生徒会会計に提出する。

第17条 予算の支出を受けた部は、支出についての証拠書類を生徒会会計に提出し、備品については会計監査委員会の検収を受ける。

第5章 附 則

第18条 定期考査1週間前は部活動を停止する。ただし、大会が直前にある等の場合は審議し活動を認める。

第19条 本規定は平成11年4月1日より施行する。

本規定は令和4年10月より一部改正する。(兼部許可)

対外活動に関する規定

第1章 総 則

第 1 条 本校生徒の部、生徒会執行部、専門委員会、同好会、あるいは個人としての対外活動の参加が適正におこなわれ、尚かつ生徒の特別活動と学習活動の均衡をはかり十分な教育効果を期するためにこの規定を定める。

第 2 条 第 1 条以外の、その他の対外活動の参加については、校長の判断により決定する。

第 2 章 対外活動の範囲

第 3 条 運動部の対外活動

1. 地区大会

- (1) 高体連、高野連主催大会及び国体の参加を年 3 回以内で認める。
- (2) 高体連共催大会の参加は授業等に支障のない限り年 2 回以内で認める。
ただし、年 2 回の共催大会のない部は、申し出により審議する。
- (3) 前記 (1)、(2) 以外の大会参加は練習試合として参加を認める。

2. 全道大会

- (1) 地区予選において全道大会への出場資格（代表権）を得たものは参加を認める。
- (2) 参加回数は高体連、高野連主催大会及び国体の 3 回、並びにその他の大会より 1 回、最大年 4 回の全道大会参加が認められる。
- (3) 地区予選が無い競技等で全道大会前に管内、若しくは隣接する管内で地区予選に準ずる大会等がある場合は、原則としてその大会に参加しその成績をもって決定するものとする。なお、故無くこの大会等に参加しなかった場合は全道大会への参加を承認しないものとする。

3. 全国大会

全道大会において、全国大会への出場資格（代表権）を得たものは参加を認める。

4. 練習試合

- (1) 練習試合は授業に支障のない範囲で認める。
- (2) 練習試合は年 10 回を限度とし、管外の練習試合はその枠内で年 3 回までとする。ただし、町内の練習試合は別扱いとする。
- (3) 第 3 条第 1 項の (1)、(2) に該当する以外の大会は、すべて練習試合として取り扱う。

第 4 条 文化部の対外活動

1. 地区大会

- (1) 高文連主催の大会及び高文連に準ずる大会、行事に年 3 回以内で参加を認める。
- (2) その他の対外活動は授業に支障のない限りでその参加を認める。

2. 全道大会

- (1) 第 3 条第 2 項の (1)、(3) を準用する。
- (2) 高文連主催の大会及び高文連に準ずる大会で最大 4 回の全道大会参加が認められる。

3. 全国大会

- (1) 第 3 条第 3 項を準用する。

第 5 条 生徒会執行部の対外活動

1. 教育関係団体などの参加要請があり、校長が参加を認めたもの。
2. その他、校長が認める視察、研究会、講習会等への参加は、年 3 回以内で認める。また、参加人数については年に延べ 6 人以内とする。
3. 前項 1、2 以外の対外活動は授業等に支障のない限りでその参加を認める。

第 6 条 専門委員会の対外活動

校長が認める視察、研究会、講習会等への参加は、年 3 回以内で認める。また、参加人数については年に延べ 6 人以内とする。

第 7 条 同好会の対外活動

個人としての対外活動同様、参加を認める。

第 8 条 個人としての対外活動

本校にある部以外の競技種目を得意とし、大会等で特に優秀な成績を収めている者について、地区の協会等から大会参加要請がある場合、第 8 章第 ~~19~~18 条に照らし校長が承認する。

第 3 章 登録料、参加料、旅費

第 9 条 登録料は体育文化後援会より、全額支給する。また、同好会の活動及び個人としての対外活動についても全額支給する。

第 10 条 参加料は次の対外活動に対し体育文化後援会より全額支給する。また、同好会の活動及び個人としての対外活動についても全額支給する

1. 運動部については、第 3 条第 1 項の（1）、（2）に該当する地区大会の内、4 回までとする。
2. 文化部については、第 4 条第 1 項の（1）に該当する地区の大会・行事とする。
3. 第 3 条第 2 項及び、第 4 条第 2 項に該当する全道大会。
4. 第 3 条第 3 項及び、第 4 条第 3 項に該当する全国大会。

第 11 条 旅費は、旅費に関する細則に従って、次の対外活動に対し、生徒会及び体育文化後援会より支給される。

1. 運動部については、第 3 条第 1 項の（1）に該当する地区大会の中で 2 つの大会に対し、旅費の一部を生徒会より支給される。尚、主催大会は国体に優先する。（高野連主催については、新人戦とその他 1 回の 2 回とする）
2. 文化部について、第 4 条第 1 項の（1）に該当する地区の大会・行事の中で 2 回、旅費の一部が生徒会より支給される。
3. 全道（年 3 回以内）・全国大会については、旅費に関する細則に従い、体育文化後援会より支給する。また、同好会の活動及び個人としての対外活動については高体連・高文連主催及び共催大会を中心に全額支給する。
4. 生徒会執行部については、第 5 条第 2 項に該当するものについて生徒会より全額支給される。
5. 専門委員会については、第 6 条第 1 項に該当するものについて、生徒会より全額支給される。

第4章 公欠扱い

第12条 次の対外活動の参加に伴い学校を欠席する場合、公欠扱いとする。

1. 体育部については第3条第1項の(1)に該当する地区大会及び全道・全国大会とする。
2. 文化部については、第4条第1項の(1)に該当する地区大会及び全道・全国大会とする。
3. 第4条の第1項、第2項及び第6条に該当する活動する。
4. 第7条・第8条に該当する生徒の対外活動とする。

第5章 出場資格

第13条 次の各項に該当する者は、すべての対外活動に参加できない。

1. 正当な理由が無く、教科の出席率が8割未満の者。
2. 性行不良により、停学中の者。
3. 医師の診断により、健康上不適当と認められた者。
4. 保護者の承諾を得ない者。
5. 生活態度等に問題があり、担任・顧問が不適格と認めた者。
6. 定期考査において、成績補充科目が4科目以上の者。ただし、成績補充等が完了された後はこの限りではない。

第6章 手続き

第14条 対外活動に参加を希望する者は、保護者の承諾書を提出し、担任の承諾を得て、対外活動参加願を生徒指導部を経て校長に提出しなければならない。

第15条 対外活動参加願は、出発日の3日前までに生徒指導部に提出する。ただし、旅費請求を伴う場合は、出発日の7日前までに提出する。

第7章 出場人数

第16条 全道大会、全国大会の団体競技では原則として大会で規定される人員内を派遣人員とし、マネージャーは補欠選手の扱いとする。

第17条 第5条第2項及び第6条を除く地区の大会・行事及び練習試合の参加には制限はない。

第8章 学校管理下によらない対外活動参加基準

第18条 生徒の参加について主催者あるいは責任者から、直接的に学校へ申し出があり下記の事項が明らかであること。

1. 責任者、主催者、開催の主旨、実施要領等が明確であり、学校の教育活動に支障のないこと。
2. 事故等があった場合、主催者或いは、責任者において責任体制がとれること。
3. 責任者或いは主催者から生徒の保護者に参加承諾を得ていること。
4. 旅費を必要とする場合は、責任者側で支弁すること。
5. 関係者側で事前検討の上、生徒指導部からの提案のもとに職員の承諾を得ること。

附 則 本規定は平成11年4月1日より施行する。

本規定は平成23年3月より一部改正する。

本規定は令和3年10月より一部改正する。(第2部活旅費規程追加)

本規定は令和5年2月より一部改正する。(第2部活旅費規程削除)

本規定は令和7年4月より一部改正する。(高文連関する文言追加)

旅費に関する細則

第1章 総 則

- 第 1 条 この細則は生徒会々則の主旨に則り、生徒会に所属する各部及び機関の対外活動に必要な旅費の円滑な運用を目的とする。
- 第 2 条 対外活動に関する規定第 11 条に該当する対外活動に関して、旅費の全額あるいは一部を支給する。
- 第 3 条 管内での大会、行事等に関する旅費は生徒会より、その他、全道大会、全国大会に関する旅費は文化体育後援会より、それぞれ支給される。
- 第 4 条 生徒会が支出する旅費は、生徒会予算総額の 4 割以内とする。

第2章 旅費の算出方法

- 第 5 条 旅費として支給される経費は、次の通りとする。
1. 交通費…原則として最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の交通費を支給する。
 - (1) 鹿追町から開催地までのバス、及び鉄道運賃を支給する。
 - (2) 学生割引、団体割引等の使用で総額が安くなる時は、割引いた額を支給する。
 - (3) 鉄道利用の場合 100km を超える場合特急を利用できる。
 2. 宿泊費…宿泊日数、宿泊料金により宿泊費を支給する。
 - (1) 宿泊日数は監督、主将会議あるいは開会式の前日より、出場競技終了の前日までの日数をさす。ただし次のことを附則する。
 - (ア) 監督、主将会議あるいは開会式の当日に出発可能な場合、宿泊日数を短縮する。
 - (イ) 監督、主将会議あるいは開会式の出席を必要としない場合、競技前日を出発日とする。
 - (ウ) 列車の事情や大会開催者の決定による延期等、特殊な場合、宿泊日数を延長することもあり得る。
 - (2) 宿泊料金は、次の通り分類し支給する。
 - (ア) 地区大会に於いて旅館等に宿泊する場合、一泊 5,000 円を限度とし、その実費を支給する。
 - (イ) 全道大会に於いては、一泊 8,000 円を限度としその実費を支給する。
 - (ウ) 全国大会に於いては、審議し決定する。

第3章 旅費の全額支給及び一部支給

- 第 6 条 対外活動に関する規程第 11 条に該当する対外活動のうち、次の対外活動については、本則第 5 条により算出される旅費の全額を支給する。
1. 全道大会（年 3 回以内）及び全国大会
 2. 生徒会執行部の対外活動
 3. 専門委員会の対外活動
- 第 7 条 対外活動に関する規程第 11 条に該当する対外活動のうち、次の対外活動については、本則第 5 条により算出される旅費の一部を支給する。
1. 運動部の地区大会
 2. 文化部の地区大会

第 8 条 一部支給額は、次の手続きを経て決定される。

会長は年度始めに各部長に対し、次のことを報告させる。

(ア)部員数（男子、女子、マネージャーの別）及びその学年。

(イ)旅費請求をする大会の開催地、開催期間。

2. 生徒会会計はその報告をもとに本則第 5 条に従って、旅費の総額を算出し、その年度の支給比率を算出する。

3. 生徒会会計は常任委員会にそれを提出し、常任委員会は審議、その年度の支給比率を決定する。

4. 支給額は、旅費に決定された支給比率を掛けたものとする。

第 4 章 旅費請求及び剰余金の返還

第 9 条 対外活動参加の許可を受け、旅費及び参加料の支給を受けようとする場合、所定の請求書に必要事項を記入し、大会要項などの関係文書を添えて、出発日の 7 日前までに生徒会会計に提出しなければならない。

第 10 条 旅費あるいは参加料の支給を受けて、対外活動に参加し、その主催団体の決定により日程の短縮、中止、又は参加者の病気等により経費が余った場合、帰校後、その旨を生徒会会計に報告し剰余金を返還しなければならない。

第 11 条 本則は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

第 5 章 合宿に関する規定

部活動、同好会活動、その他生徒会活動の教育的効果をより高めることを目的として、次の要領で合宿することができる。

1. 手続き

次の書類をそろえ 7 日前までに学校長に提出し許可を得る。

(1) 合宿許可願

(2) 保護者の承諾書

2. 回数及び日数

(1) 年 3 回まで

(2) 延べ日数は 14 日以内、1 回につき 6 日以内とする。

3. 時期

長期休業中及び 5 月連休

4. 費用

個人負担とし最小限度にとどめる。

5. 場所

原則として町内とする。特別の場合は職員会議で審議する。

6. 指導教師

顧問は合宿期間中、生徒と起居を共にする。

7. 合宿の解散

合宿中好ましくない行為があった場合は解散、出場停止を命ずることがある。

附 則 本規定は昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

本規定は令和 7 年 4 月より一部改正する。(全道大会旅費改定)